

社会福祉法人の 資金の流失について

事 務 連 絡
令和6年4月16日

都道府県

各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
社会福祉法人の不正事案に関する注意喚起について

社会福祉法人に対する指導監督につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業」において、社会福祉法人制度改革以降も、①法人制度ではそもそも存在しない「経営権」を旧理事長から理事長へ移転する取引が行われ、②理事長に就任後、法人の資金を法人外に流出させ、新旧理事長が、贈収賄及び業務上横領罪で逮捕される事案が発生していることから、法人制度改革の趣旨を徹底し、事案のような不適切事例を抑止するために、理事長の選任に関する金銭の授受と損害賠償責任及び刑事責任との関係を、例示を示して注意喚起を行うべきと提言されました。ついては、下記のとおり注意喚起しますので、管内法人へ周知をお願いします。

都道府県におかれましては、管内一般市（特別区含む）に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 注意喚起

評議員や理事等（理事、監事、会計監査人を指す。）は社会福祉法人に対して善管注意義務を、さらに理事は社会福祉法人に対して忠実義務を負っており、これらに違反して社会福祉法人や第三者に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償する責任を負う可能性がある。例えば、理事が、特定の人物を理事長に選任するようその人物等から請託を受けて金銭を収受するなどして、不適正な人物を理事長に選任した結果、社会福祉法人や第三者に損害が生じた場合には、当該理事は損害賠償責任を負う可能性がある。

また、社会福祉法人の評議員や理事等が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をすることは罰則の対象となる（同利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も同様に罰則の対象となる）。例えば、社会福祉法人の評議員や理事が、同法人の理事や理事長の選任に関し、法令等が定める理事等の選任手続に違背する行為によって理事等を選任してほしい旨の依頼を受けるなどして、これらの依頼の対価として金銭を得ることは、その職務に関し、不正の請託を受けて財産上の利益を収受したとして上記罰則の対象となり得る行為であり、当該評議員や理事については刑事責任を問われる可能性がある。

なお、業務上自己の占有する他人（法人）の物を横領した場合、業務上横領罪（刑法253条）の対象となり得る。

(参考)

○ 社会福祉法 (昭和 26 年法律第 45 号)

第 38 条 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

第 45 条の 16 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

第 45 条の 20 理事、監事若しくは会計監査人 (以下この款において「役員等」という。) 又は評議員は、その任務を怠つたときは、社会福祉法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

第 45 条の 21 役員等又は評議員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等又は評議員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

第 156 条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5 年以下の懲役又は 5 百万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項各号又は第二項各号に掲げる者 ※評議員、理事又は監事等

二 社会福祉法人の会計監査人又は第四十五条の六第三項 (第百四十三条第一項において準用する場合を含む。) の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3 年以下の懲役又は 3 百万円以下の罰金に処する。

○ 刑法 (明治 40 年法律第 45 号)

第 253 条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10 年以下の懲役に処する。

社会福祉法人に特有の規制について

社会福祉法人に特有の規制は次のようなものがある

■ 資金使途制限(社会福祉法第26条)

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業(第二条第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七条第二号において同じ。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。

■ 資金の法人外流出の禁止(各通知等)

次頁以降の「社会福祉法人の収入・収益の取扱い」参照。

■ 子法人所有の禁止(認可通知※ 別紙1 第2 法人の資産3(2))

なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

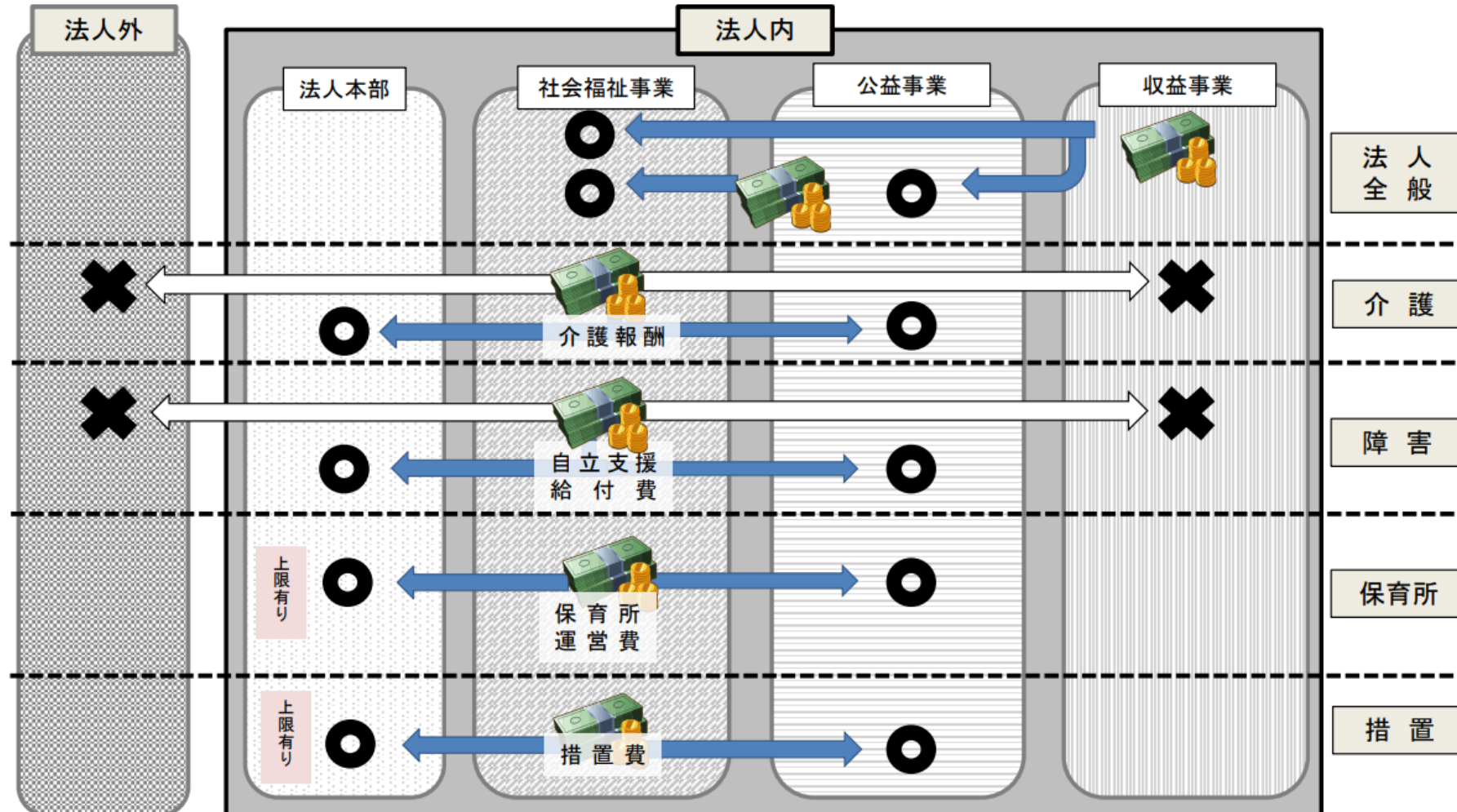
■ 基本財産の処分承認(認可通知※ 別紙1 第2 法人の資産2(1)ア)

基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

※ 「社会福祉法人の認可について(社会福祉法人審査基準・社会福祉法人定款例)」(障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号 平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知)

社会福祉法人の収入・収益の取扱い

収益事業の剰余金は、社会福祉事業又は公益事業、公益事業の剰余金は社会福祉事業に充てることができる。社会福祉事業の剰余金は法人本部会計又は公益事業に充てることができるが、法人外への支出は認められていない。



社会福祉法人全般

- ① 社会福祉法(以下、「法」という。)第26条に規定する収益事業の収益を充てることができる公益事業(社会福祉法施行令第4条、平成14年厚生労働省告示第283号、平成19年3月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知)
- 社会福祉事業
 - 法第2条第2項各号及び同条第3項第1号から第9号までの事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人(政令で定めるものにあつては10人)に満たないもの[法第2条第4項第4号]
 - 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設経営事業、介護医療院経営事業
 - 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士養成施設経営事業
 - 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知)及び「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省障害保健福祉部企画課、社会・援護局企画課、老人保健福祉局計画課、児童家庭局企画課長連名通知)において例示している事業
- ② 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付厚生省障害保健福祉部、社会・援護局、老人保健福祉局、児童家庭局長連名通知)により、公益事業又は収益事業により生じた剰余金又は収益の用途を限定
- 公益事業における剰余金については、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業にのみ充当
 - 収益事業における収益については、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当
- ③ 法人外への支出
- 用途(充当先)を限定しているため、これまでの間、明文化はされていないが、公益事業から収益事業及び法人外への支出、収益事業から法人外への支出は禁止しているという取扱い

介護関係

- 「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日付厚生省老人保健福祉局長通知)により、介護報酬の用途制限は原則ないが、例外として、次のような経費については充当を禁止
- 収益事業に要する経費
 - 法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費 等

障害関係

- 「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日付厚生労働省障害保健福祉部長通知)により、自立支援医療費を除く自立支援給付費の用途制限は原則ないが、例外として、次のような経費については充当を禁止
- 収益事業に要する経費
 - 法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費 等

保育所関係

① 当該年度の運営費及び前年度繰越金の取扱い

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日付内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)により、当該年度の委託費については使途範囲を限定し、前期末支払資金残高(いわゆる前年度繰越金)に関して、当該施設の運営に支障が生じない範囲において、以下の経費について充当を容認

- 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費
- 同一法人が運営する第1種及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費
- 同一法人が設置する子育て支援事業を除く公益事業の運営、施設設備の整備等に要する経費

② 法人外への移動

明文化した規定は存在しないが、当該年度の委託費及び前年度繰越金の使途を制限しているため、法人外への支出は認めていない

措置施設関係

① 当該年度の運営費及び前年度繰越金の取扱い

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知)により、当該年度の運営費等については使途範囲を限定し、前年度繰越金に関して、当該施設の運営に支障が生じない範囲において、以下の経費に充当を容認

- 法人本部の運営に要する経費
- 同一法人が運営する第1種及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費
- 同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費

② 法人外への移動

明文化した規定は存在しないが、当該年度の運営費及び前年度繰越金の使途を制限しているため、法人外への支出は認めていない